

第 1 号議案

# 奈良県決定

大和都市計画道路の変更について  
【八条紀寺線ほか 1 路線の変更】

次の付議案を提出する。

平成 27 年 10 月 28 日

奈良県都市計画審議会会長

都計第89号  
平成27年10月27日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について

【八条紀寺線ほか1路線の変更】

(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する  
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

## 大和都市計画道路の変更（奈良県決定）

都市計画道路中3・3・5号八条紀寺線を3・3・5号桂木南京終線に名称を改め、3・3・5号桂木南京終線ほか1路線を次のように変更する。

種別	番号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅 員	構 造	備 考
幹線街路	3・3・5	桂木南京終線	奈良市桂木町 四丁目	奈良市南京終町 三丁目	奈良市南京終町二丁目、三 丁目	約630m	地表式	4車線	24m	幹線街路と平面交差2箇所	すべて奈良国際文化観光都市建設計画道路
幹線街路	3・4・101	六条奈良販線	奈良市南京終町 四丁目	奈良市南京終町 一丁目、南新 町、西木津町、南新 町、南袋町、小太郎町、南 魚屋町、南風呂町、北風 呂町、馬鳴町、西城戸町、小 川町、本子守町、漢国町、高 天町、林小路町、内寺原 町、北小路町、西新在蒙 所町、西新在蒙町、法蓮 町、半田開町、法蓮佐保山 一丁目、三丁目、西丁目、 奈保町	約4,850m	地表式	2車線	18m (12~ 26m)		JR桜井線と立体交差9箇所 幹線街路と平面交差	すべて奈良国際文化観光都市建設計画道路

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由：別紙、理由書のとおり

(3)

## 都市計画道路 八条紀寺線ほか1路線の変更理由書

### 1. 路線の概要

都市計画道路 八条紀寺線（以下「八条紀寺線」という。）は、起点を奈良市八条5丁目、終点を奈良市南紀寺町1丁目とし、都市計画道路 国道24号バイパス線（以下「国道24号バイパス線」という。）から都市計画道路 奈良天理桜井線を東西に結ぶ、標準幅員24m、4車線、延長約3,300mの幹線街路である。

当初、昭和13年に「1.（3）隊帶解線」として都市計画決定後、昭和41年に「1・3・3六条第二阪奈線」として都市計画変更された。その後、平成4年に「3・3・5大和田紀寺線」として都市計画変更され、最終、平成24年の見直しにより国道24号バイパス線以西を廃止し、「3・3・5八条紀寺線」に変更されている。

### 2. 都市計画道路の変更内容

#### （1）変更の理由

平成21年、国により将来交通量が大幅に減少すると予測されたことを受け、県内の既存道路ネットワークを有効に活用する観点から全県的に広域幹線道路の見直しを行ったところ、都市計画道路 大和田紀寺線（現 八条紀寺線）については、並行する都市計画道路 大宮通り線、都市計画道路 三条菅原線、都市計画道路 大森高畑線及び都市計画道路 九条線が広域幹線道路としての機能を受け持つことが可能であり、4車線の広域幹線道路としての必要性は認められない結果となった。

今般、「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成22年 奈良県）に沿って、八条紀寺線のうち、交差する都市計画道路 奈良樋原線（以下「奈良樋原線」という。）～都市計画道路 六条奈良阪線（以下「六条奈良阪線」という。）間を除く区間の都市計画道路としての必要性を検証した結果、いずれの観点からも必要性が認められないと認められたため、廃止するものである。

なお、奈良樋原線（奈良市桂木町）～六条奈良阪線（奈良市南京終町4丁目）間については、奈良市において六条奈良阪線と接続するルートとして2車線の道路を検討中である。

#### （2）変更の内容

##### 1) 八条紀寺線について、以下の変更を行う。

- ・起点～奈良市桂木町間（L=約1,830m）を廃止し、起点を奈良市桂木町に変更する。
- ・奈良市南京終町4丁目～終点間（L=約840m）を廃止し、終点を奈良市南京終町4丁目に変更する。
- ・延長を約3,300mから約630mに変更する。また、路線の名称を「3・3・5八条紀寺線」から「3・3・5桂木南京終線」に変更する。

##### 2) 六条奈良阪線について、以下の変更を行う。

- ・接続する八条紀寺線の変更に伴い、起終点の区域を変更する。